

入 札 説 明 書

(令和 8 年度倉敷地区児島湖流域清掃大作戦業務)

令和 8 年 8 月

倉敷市環境局環境政策部
環境政策課

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部署
- 3 一般競争入札に付する事項
- 4 入札に参加する者に必要な資格
- 5 仕様書等に関する質問
- 6 入札参加資格申請の手続き
- 7 入札の方法
- 8 開札
- 9 その他

1 契約者

倉敷市

2 契約担当部署

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市環境局環境政策部環境政策課水質係

TEL：086-426-3391（直通）

FAX：086-426-6050

電子メール：eptc@city.kurashiki.okayama.jp

3 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和8年度倉敷地区児島湖流域清掃大作戦業務

(2) 履行場所

仕様書による

(3) 契約期間及び履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日まで

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のすべてを満たす者。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、倉敷市から入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 入札の公告日から落札者が決定するまでの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等に関する質問がある場合は、次により行うこと。

(1) 質問の方法

質問は、会社名・担当者名・連絡先を明らかにしたうえで、任意様式により環境政策課水質係に電子メールにより提出すること。必ず電子メールの到着を環境政策課水質係に確認すること。なお、電話、口頭による質問は受け付けない。

(2) 受付期間

令和8年8月17日（月）～令和8年8月24日（月）（午後5時00分必着）

(3) 回答

回答は、令和8年8月26日（水）までに、本市ホームページで公表するものとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本入札説明書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(4) 質問受付先

電子メール：eptc@city.kurashiki.okayama.jp

6 入札参加資格申請の手続き

入札に参加を希望する者は、本市所定の入札参加資格確認申請書に必要事項を記載のうえ、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

(1) 申請期間

令和8年8月17日（月）から令和8年8月27日（木）までの午前8時30分から午後5時00分まで。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、令和8年8月17日（月）から、本市ホームページにて公表する。申請書の入手方法については、次のURLを参照のこと。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/contract/1013065/1014310/1020928.html>

(3) 申請方法

申請書は、環境政策課水質係に電子メールにより提出すること。また、必ず電子メールの到着を環境政策課水質係に確認すること。令和8年8月27日（木）午後5時00分必着。

(4) 申請受付先

電子メール：eptc@city.kurashiki.okayama.jp

(5) 申請者の義務

申請者は、本市から申請書等に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(6) 参加の可否

入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和8年8月28日（金）午後5時00分までに、電子メールにより参加の可否を回答する。

7 入札の方法

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記2「契約担当部署」に同じ。

(2) 入札書の提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時00分必着

(3) 入札書の作成方法等

ア 入札書は日本語で記載すること。また、入札金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本市所定の様式によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書「第 回」

(イ) 年月日「令和 年 月 日」（提出日を記入すること）

(ウ) 競争入札参加者の所在地、氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び押印（代理人が入札する場合は、代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 入札金額の訂正は認めない。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札書の提出方法等

ア 入札回数は3回を限度とし、第1回目の入札における入札書は書留郵便により提出する。第1回目の入札書を作成し、封筒に入れて封印し、その表面には入札者の商号（名称）を記載し、「令和8年9月1日9時00分開札（令和8年度倉敷地区児島湖流域清掃大作戦業務）の入札書」「第1回目在中」と朱書すること。これを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和8年9月1日9時00分開札（令和8年度倉敷地区児島湖流域清掃大作戦業務）の入札書在中」と朱書し、親展により入札書の提出期限（上記7（2））までに必着させなければならない。なお、入札書は、上記2「契約担当部署」へ持参して提出することも可能とする。電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 第1回目の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないとき、2回目以降の入札は、入札参加者と入札日時を協議した上で、再度の入札日時及び入札方法を改めて通知する。

ウ 入札者は、その提出した入札書の差替え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 無効の入札書

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

ア 本件に係る入札公告及び入札説明書に示した入札参加資格のない者が提出したもの。

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出したもの。

ウ 入札書に記名押印がないもの。ただし、外国事業者が押印に代えて署名したものを除く。

エ 入札書の記入文字が明確でないもの。

オ 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの。

カ 入札金額を訂正したもの。

キ 入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が提出したもの。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる）。

イ 入札者（その代理人を含む）は、本件委託業務に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動等をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあるときは、入札を延期し、又はこれを中止することができる。

8 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和8年9月1日（火）9時00分

倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所本庁舎2階 環境局応接室

(2) 開札

ア 入札者は、開札に立ち会うことができる（立ち会うことができる人数は、1者につき1名とする）。入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた

場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、入札参加者と入札日時を協議した上で、再度の入札日時及び入札方法を改めて通知する。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した委託業務を履行できると本市が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

ウ 再度の入札を行うこととなった場合において、第2回目、第3回目の入札書を提出しない者は、再度の入札を辞退したものとみなす。

エ 契約担当部署は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

(4) 結果の公表について

結果は、令和8年9月1日（火）以降に、本市ホームページにて公表する。

9 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札に参加を希望する者は、8（1）に掲げる期日までに、入札金額の100分の5以上の額を納付しなければならない。入札保証金が所定の額に満たない場合は、入札は無効となる。

ただし、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第154条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除するため、免除を希望する者は、8（1）に掲げる期日までに、入札保証金免除確認書を提出するものとする。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。ただし、倉敷市財務規則（昭和42年倉敷市規則第22号）第175条各号のいずれかに該当するときは免除される。

(2) 契約手続における交渉の有無

無

(3) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から14日以内の日（最終日が、倉敷市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に

最も近い同項各号に掲げる日でない日)に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額(消費税及び地方消費税含む)に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本市及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

オ 本契約は、本市が落札者とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(4) 契約事項

別冊「委託契約書(案)」のとおり。

(5) 例規

倉敷市の条例や規則等の例規については、次のURLを参照のこと。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/digital/1011799/1010799.html>